

島根県報

第一、五二一六号
平成十五年十二月二十八日
(金曜日)

告示

目次

生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	一
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
保安林の指定(七件)	(森林整備課)	二
保安林予定森林(二件)	()	五
保安林の指定施業要件の変更	()	六
森林法第八十九条の規定による告示及び掲示	()	六
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(経営支援課)	六
公有水面埋立て免許の出願	(河川課)	七
肥料の登録の更新	(生産振興課)	九
都市計画公聴会の開催(三件)	(都市計画課)	九

教委規則

県立学校の組織編成に関する規則の一部を改正する規則

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則

公安規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

正誤

平成十五年五月三十日付け島根県報号外第八十五号中(人事委員会)一七
平成十五年七月十五日付け島根県報第一、四八七号中()一八

告示

示

島根県告示第九百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉法人 かしま福祉会	八束郡鹿島町大字佐陀本郷七番地一	デイサービスあとむ苑	八束郡鹿島町大字北講武字堀部八八五番地五
社会福祉法人 かしま福祉会	八束郡鹿島町大字佐陀本郷七番地一	特別養護老人ホームあとむ苑	八束郡鹿島町大字北講武字堀部八八五番地六
実施する事業	短期入所生活介護	指定年月日	平成十五年四月一日

島根県告示第九百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

事業者の名称 有限会社 いわみライフセン ター	指定した 事業	事業所の名称 ライフセンター	事業所の所在地 浜田市生湯町一 二六八 一〇	指定年月日 平成十五年十一 月二十日
-------------------------------	------------	-------------------	------------------------------	--------------------------

島根県告示第九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林の所在場所

飯石郡掛合町大字六見七三二の一四、七三二の一五、七四四の三、七四五の五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林の所在場所

邇摩郡仁摩町大字大國町字堀田ヶ迫二四一七の一、二四一七の三、二四二〇の一、二四二〇の四、二四二一、二四二二、二四二三、二四二四の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林の所在場所

那賀郡金城町大字小国イ九四五、イ九四六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。

覧に供する。

島根県告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林の所在場所

飯石郡掛合町大字穴見七七七の三、大字波多一八七九の一七、二三四五の一、二三四

六の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦覧に供する。

覧に供する。

島根県告示第九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

(一) 保安林の所在場所

那賀郡三隅町大字向野田四七八、四七八の一、四七九、一九三〇、一九三一、一九

三二の一、一九三三から一九三六まで

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

保安林の所在場所

那賀郡三隅町大字河内一五三六の四、一六七三の三、一六八五の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄田信義

(一) 保安林の所在場所

浜田市後野町一六、三二の一、三二の二、三二の三、三二の四、一九九〇、一九九

一、一九九二の一から一九九二の四まで、河内町三二一〇の五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

保安林の所在場所

浜田市上府町イ四六九、イ四六九の一、イ四七〇、イ四七二、イ四七三、イ四七三の二、イ四七四、イ四七五の一からイ四七五の三まで、イ四七六の一、イ四七六の二、イ二二〇七の一からイ二二〇七の五まで、イ二二〇八の一からイ二二〇八の五まで、竹迫町二七八二

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

飯石郡掛合町大字波多七八三、九七三の二、一八七九の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

益田市栃山町イニ三〇、イニ三〇の一、イニ三〇内ニ、イニ三〇内一、イニ三二統一、イニ四〇、イニ四一、イニ四一内一、イニ四一内二、イニ四二、イニ四八、イニ四九、イニ四九内一、イニ五一、イニ五二、イニ五四、イニ五九からイニ五三一まで、イニ四六の二、イニ四六の二、イニ五一の二、イニ五八の一、イニ五八の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十六号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡佐田町大字吉野字弥平釜五五二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十七号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年八月二十七日農林水産省告示第千三百三十八号（二に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法 変更しない。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十八号

平成十五年島根県告示第千五百十六号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百八十九条の規定に基づき、その通知の内容を広瀬町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所 不明である通知の相手方

能 義	郡 名	町 名	大字	地 番	保安林の所有者	住 所
広 瀬	廣 瀬	(冠せす)	二七九一の	六	白根 一	米子市夜見町三〇二二の四
布 部						

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第九百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ジュンテンドー新六日市店 島根県鹿足郡六日市町大字六日市九五一番地

外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚道正 島根県益田市下本郷町二〇

六番地五

株式会社サンマート 代表取締役 大谷信夫 山口県防府市大字新田一〇二三番地

三

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚道正 島根県益田市下本郷町二〇

六番地五

株式会社サンマート 代表取締役 大谷信夫 山口県防府市大字新田一〇二番地

三

4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年七月十五日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、一三五平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

一五三台 店舗所在地内

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

四〇台 店舗所在地内

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

一一一・三二平方メートル 店舗建物内

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五六・七五立法メートル 店舗建物内

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(株式会社ジュンテンドー) 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時

(株式会社サンマート) 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(株式会社ジュンテンドー) 午前六時から翌午前二時まで

(株式会社サンマート) 午前六時から午後八時まで

二 届出年月日 平成十五年十一月十四日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

六日市町産業課(鹿足郡六日市町大字六日市七五〇番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第千号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり

公有水面埋立免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から三週間一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 出願人

広島県広島市中区小町四番三三号

中国電力株式会社 取締役社長 白倉茂生

二 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

島根県八束郡鹿島町大字片句六六三番地四に接する国有海浜地地先から同所六五

四番六六地先までの公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点との地点を結ぶ平成八年一月五日付け島根県告示第一号による地籍図の成果（鹿島町片句、平成七年二月一九日認証）に基づく公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 島根県八束郡鹿島町大字片句字大称津二九五五番地の一の国土地理院大称津三等三角点（北緯三五度三二分一秒八二五、東経一三二度五九分三秒四二七五五）から三五八度二五分八秒、一一四・七八九メートルの地点

の地点 の地点から一一三度〇〇分〇〇秒、五三・五五五メートルの地点
 の地点 の地点から九〇度〇〇分〇〇秒、四六五・〇〇〇メートルの地点
 の地点 の地点から一八〇度〇〇分〇〇秒、一四四・三八一メートル地点
 ただし、次表に示す区域内に存在する岩礁一から三を除く。なお、岩礁は各々の起点から通過点を通り起点に至る平成八年一月五日付け島根県告示第一号による地籍図の成果（鹿島町片句、平成七年二月一九日認証）に基づく公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

岩礁番号	測点	大称津三等三角点からの方位角	大称津三等三角点からの距離
一	起点G一	三五九度三七分四六秒	一一五・六四八メートル
	通過点G七	〇度一五分三八秒	一一四・九八一メートル
二	起点G一一	三五九度一九分〇一秒	一一一・七二五メートル
	通過点G一六	三五九度四八分一〇秒	一一一・一七七メートル
三	起点G二〇	三五九度四五分四五秒	一一〇・三二五メートル
	通過点G二五	〇度〇〇分四三秒	一一〇・五二〇メートル

(三) 面積

六七、五四八・二九平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

島根県八束郡鹿島町大字片句九四四番地先から同所六五四番一・二四に接する国有

海浜地地先までの公有水面並びに同所六五四番一〇から同所六五四番一の一部の陸地の区域

(二) 区域

次のS一の地点からS六の地点までを順次直線で結んだ線、S六の地点とS七の地点を結ぶ平成八年一月五日付け島根県告示第一号による地籍図の成果（鹿島町片句、平成七年二月一九日認証）に基づく公有水面と陸地との境界線、S七の地点からS一〇の地点までを順次直線で結んだ線、S一〇の地点とS一一の地点を結ぶ中国電力株式会社の敷地境界線及びS一一の地点とS一一の地点を結ぶ平成八年一月五日付け島根県告示第一号による地籍図の成果（鹿島町片句、平成七年二月一九日認証）に基づく公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

S一の地点 島根県八束郡鹿島町大字片句字大称津二九五五番地の一の国土地理院大称津三等三角点（北緯三五度三二分一秒八二五、東経一三二度五九分三四秒二七五五）から三四八度五二分四四秒、一五二六・五四七メートルの地点

S二の地点 S一の地点から三三度〇〇分〇〇秒、二四四・二〇二メートルの地点

S三の地点 S二の地点から一一三度〇〇分〇〇秒、三四九・七七三メートルの地点

S四の地点 S三の地点から九〇度〇〇分〇〇秒、九六三・〇三七メートルの地点

S五の地点 S四の地点から一六五度〇〇分〇〇秒、四八二・九九八メートルの地点

S六の地点 S五の地点から一八〇度〇〇分〇〇秒、三六一・三九九メートルの地点

S七の地点 S六の地点から二六七度〇七分五五秒、七三〇・五四二メートルの地点

S八の地点 S七の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒、五四・五八六メートルの地点

S九の地点 S八の地点から三三一度〇〇分四三秒、三三五・六九八メートルの地点

S一〇の地点 S九の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒、四四〇・六四二メートルの地点

S一一の地点 S一〇の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒、四四〇・六四二メートルの地点

S一二の地点 S一一の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒、四四〇・六四二メートルの地点

S一三の地点 S一二の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒、四四〇・六四二メートルの地点

S一四の地点 S一三の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒、四四〇・六四二メートルの地点

S一五の地点 S一四の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒、四四〇・六四二メートルの地点

S一六の地点 S一五の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒、四四〇・六四二メートルの地点

S一七の地点 S一六の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒、四四〇・六四二メートルの地点

S一一の地点 S一〇の地点から一〇度五五分〇七秒、七二七・二四七メートルの地点

(三) 面積 一、三三二、八四七・八五平方メートル

三 埋立地の用途

発電所用地

四 出願年月日

平成一五年一月一〇日

五 縦覧場所

島根県土木部河川課及び鹿島町役場

公 告

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登 第四百号	混合有機質肥料	スーパースーパー地力の素	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇	公定規格のとおり	株式会社地力の素舎 島根県八束郡玉湯町大字玉造一四二〇番地七	平成十八年十一月十三日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、大東都市計画

整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第一条第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開催日時

平成十五年十二月十六日 午後一時三十分から

二 開催場所

大原郡大東町大字大東一〇九四番地 大東町民体育館

三 都市計画の案の概要

大東都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

生活を主眼においてまちづくりを推進し、若年層にとって魅力のある賑わいのある市街地の整備や、子供や高齢者が安心して生活できる生活環境の整備や医療・福祉機能の充実を図っていくものとする。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地の各配置方針について定める。

(2) 土地利用の方針

「居住環境の改善又は維持」、「優良な農地との健全な調和に関する方針」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

広域都市圏の連携を支える幹線道路の早期整備や、中心市街地と各地区を結ぶ補助幹線道路の整備を図るとともに、公共交通の拠点づくりを行う。

また、整備水準の目標として、用途地域内における幹線道路は、おおむね二十年后までには、一平方キロメートル当たり四・〇キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、市街地において公共下水道や終末処理場の整備を行うとともに、集落地においては、合併処理浄化槽の設置を促進する。

河川については、河川改修を積極的に推進するとともに、流域が本来有している農地や山林等の保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を講ずるものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を約八十六パーセントとする。

河川については、治水安全度の低い河川について重点的に河川改修を進め、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

公共施設の集積や、保健・福祉医療機能強化、文化・教育・スポーツ施設の充実を図り、機能的で利便性の高いまちづくりを行う。

(三) 市街地開発事業の方針

既存の市街地と連携し、まちの新たな顔となる市街地形成を促進することを目的として、大木原地区において土地区画整理事業を行う。

(四) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

現在残っている豊かな自然環境を今後も積極的に保全・活用するとともに、市街地や集落地に不足している公園緑地の整備を進め、ゆとりと潤いのある住環境整備を図る。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約九パーセント、おおむね十ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり三十六平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年十二月九日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、大東町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、木次土木建築事務所及び大東町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二五二二一

三 都市計画の案の概要

大原郡加茂町大字加茂中一〇四〇番地一 なかよしホール

二 開催場所

平成十五年十二月十六日 午後七時から

一 開催日時

島根県知事 澄 田 信 義

平成十五年十一月二十八日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、加茂都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催する。島根県都市計画公聴会規則（昭和四十五年島根県規則第一号）第二条第一項の規定により公告する。

別記様式

意見申出書

平成15年11月28日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄 田 信 義 様

住 所 (電話)

(ふりがな) 氏 名 印

意見の公述を希望する都市計画区域名
大東都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙 2 枚以内程度とすること。

加茂都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

本区域の松江・出雲圏への近接性と立地条件を背景とし、さらに、豊かな自然環境を活用し、今後とも、居住環境の整備・充実を図り、まちづくりを進めていくものとする。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

J R 加茂中駅における交通結節機能の強化によるバスの利便性向上や赤川左岸のアクセス強化のため橋梁への歩道設置等、歩道の整備やバリアフリー加の推進、中心市街地の再生に資する街路整備等を基本方針に交通体系の整備を推進する。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

河川については、赤川の河川整備等により、一定の治水安全度が確保されているが、水害に強い安全な都市を形成するために、流域が本来有している農地や山林等の保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を講ずるものとする。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域の有する恵まれた自然的環境を活かし、さらに快適な魅力ある

まちづくりに資することを目的に、方針に基づき、緑地の保全及び整備を進めていくものとする。

(2) 緑地の確保水準

ア 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり四十四平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年十二月九日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、加茂町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、木次土木建築事務所及び加茂町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二五二二一

別記様式

意見申出書

平成15年11月28日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)

(ふりがな) 氏名 氏名

意見の公述を希望する都市計画区域名
加茂都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、川本都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年十二月十八日 午後六時から

二 開催場所

邑智郡川本町大字川本五四五番地一 川本町役場

三 都市計画の案の概要

川本都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

地域産業の創出による活気に満ちた都市づくりを進めると共に、安全で快適な生活環境の形成に住みやすい、美しく豊かな自然を活かした都市づくりを目指す。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針」、「居住環境の改善又は維持」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」、「計画的な都市的土地利用の実現」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

国道二六一号や主要地方道等広域幹線を主軸とした広域交通網や、市街地内幹線道路網の整備を進めるとともに、公共交通機関の充実を図る。

また、整備水準の目標として、用途地域内における幹線道路は、おおむね二十年後までには、一平方キロメートル当たり四・四キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るとともに、近年の都市化により、浸水被害のおそれがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、洪水の安全な流下を図るための河道改修等により下流の洪水の軽減を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を約五七パーセントとする。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用を努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動等に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 市街地開発事業の方針

治水対策と都市基盤整備を円滑に進めていく上で、土地区画整理事業等市街地開発事業を促進すると共に、良好な都市環境を築き、新しい魅力ある中心市街地を形成するため、市街地開発事業等による整備を進める。

(四) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

江の川を始めとする豊かな自然環境に包まれた環境を保全し、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境の形成等、地域資源として活用していくため、本区域の自然的環境の整備・保全を図るものとする。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約八パーセント、おおむね四ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり八十一平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて

別記様式

意見申出書

平成15年11月28日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)
氏名 (ふりがな) 氏名

意見の公述を希望する都市計画区域名
川本都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

作成した意見申出書一通を平成十五年十二月十一日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するように提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、川本町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、川本土木建築事務所及び川本町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二五二二一

教育委員会規則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第十九号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則(昭和三十三年島根県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一島根県立安来高等学校の部中

二四〇 二四〇 二四〇

を

二〇〇 二四〇 二四〇

に改め、同表島根県立情報科学高等学校の部中

Table with 2 columns: 情報処理科, マルチメディア科. Values: 四〇, 八〇, 四〇, 八〇.

を

Table with 2 columns: 情報処理科, マルチメディア科. Values: 四〇, 四〇, 四〇, 八〇.

に改め、同表島根県立松江北高等学校

の部中 三三〇 三三〇 三三〇 三六〇
を 三三〇 三三〇 三三〇 三三〇
に改め、同表島根

県立松江南高等学校の部中 三三〇 三三〇 三三〇 三六〇
を

三三〇 三三〇 三三〇

に改め、同表島根県立松江東高等学校の部中

二八〇 三三〇 三三〇

を 二八〇 二八〇 三三〇

に改め、同表島根県立松

江工業高等学校の部中

工業化学科

四〇 四〇

を

工業化学科

四〇

に改め、同表島根県立松江商業高等学校

の部中

国際経済科	四〇	四〇	四〇
会計科	四〇	四〇	四〇

を

国際経済科	四〇	四〇	四〇
会計科	四〇	四〇	四〇
国際ビジネス科	四〇		

に改め、同表島根県立三刀屋高等学校の

部中

普通科

を

普通科	二〇〇	二〇〇	二〇〇
総合学科	二〇〇		

に改め、同表島根県立出雲高等学校の部

中

三六〇 三六〇 三六〇

を

三三〇 三六〇 三六〇

に

衛生看護科 四〇 四〇 四〇 四〇

を

衛生看護科 四〇 四〇 四〇 四〇

に改め、同表島根県立出雲農林

高等学校の部中

生産環境科 四〇 四〇 四〇

を

生産環境科	四〇	四〇	四〇
環境科学科	四〇		

に改め、同表島根県立大田高等学校の部

中

二〇〇 一六〇 二〇〇

を

一六〇 二〇〇 一六〇

に改め、同表島根県立

川本高等学校の部中

八〇 八〇 二二〇

を

八〇 八〇 八〇

に改

め、同表島根県立浜田高等学校の部中

二八〇 二八〇 二八〇

を

二四〇 二八〇 二八〇

に改め、同表島根県立浜田水産高等学校の部中

食品科学科	四〇	四〇	四〇
流通経営科	四〇	四〇	四〇
食品流通科	四〇		

を

食品科学科		四〇	
流通経営科		四〇	
食品流通科	四〇	四〇	

に改め、同表島根県立益田高等学校の部

中 二〇〇 二〇〇 二〇〇

を

一六〇 二〇〇 二〇〇

に改め、同表島根県立

吉賀高等学校の部中

八〇 八〇 八〇

を

四〇 四〇 八〇

に

改め、同表島根県立津和野高等学校の部中

四〇 四〇 四〇

を

四〇

に改め、同表島根県立隠岐水産高等学校の部中

漁業科	四〇	四〇	四〇
機関科	四〇	四〇	四〇
水産製造科		四〇	四〇
海洋システム科	四〇		
海洋生産科	四〇		

を

漁業科			四〇
機関科			四〇
水産製造科			四〇
海洋システム科	四〇	四〇	
海洋生産科	四〇	四〇	

に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四(第三条関係)

学校名	小学部及 び中学部		学科	高等部			
	小学部	中学部		学級区分	第一学年	第二学年	第三学年
島根県立松江養護学校	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	一六	二四	一六
島根県立松江養護学校	小学部	中学部	普通科	重複障害学級	六	六	六
島根県立出雲養護学校	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	一六	一六	一六
島根県立石見養護学校	小学部	中学部	普通科	重複障害学級	六	六	六
島根県立浜田養護学校	小学部	中学部	普通科	訪問学級	三	三	三
島根県立益田養護学校	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	八	八	八
島根県立隠岐養護学校	小学部	中学部	普通科	重複障害学級	三	三	三
島根県立松江清心養護学校	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	八	八	八
島根県立江津清和養護学校	小学部	中学部	普通科	訪問学級	六	三	三
島根県立松江清心養護学校	小学部	中学部	普通科	重複障害学級	六	六	六

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附則

島根県立松江緑が丘養護学校	小学部	八	八	八
	中学部	三	三	三
普通科				
訪問学級		三	三	三
単一障害学級				
重複障害学級				

島根県立高等学校通学区区域規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県教育委員会規則第二十号
島根県立高等学校通学区区域規程の一部を改正する規則
島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県立高等学校通学区区域規程(昭和二十五年島根県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四中

県立情報科学高等学校
県立松江商業高等学校
情報処理科、会計科及び国際経済科
際経済科
県立出雲商業高等学校
情報処理科及び国際経済科
県立川本高等学校
県立浜田商業高等学校
国際情報ビジネス科及び情報処理科

を

県立情報科学高等学校
県立松江商業高等学校
情報処理科及び国際ビジネス入科
県立出雲商業高等学校
情報処理科及び国際経済科
県立川本高等学校
県立浜田商業高等学校
国際情報ビジネス科及び情報処理科

に改める。

別表第八中

県立松江農林高等学校 県立邇摩高等学校 県立益田産業高等学校	を	県立松江農林高等学校 県立三刀屋高等学校 県立邇摩高等学校 県立益田産業高等学校
--------------------------------------	---	---

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の島根県立高等学校通学区域規程は、平成十六年度以降島根県立高等学校に入学者についても適用する。

公安委員会規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第18号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表少年指導委員規則の項及び島根県青少年の健全な育成に関する条例の項を削り、同表入トーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づき意見の聴取の実施に関する規則の項の次に次のように加える。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第10条	是正命令
	第11条	報告の徴収

少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）	第2条第1項	活動区域の設定
	第2条第2項	関係住民への周知
	第8条第1項	講習の実施
	第8条第2項	指導の実施
第9条	解嘱理由の通知及び弁明の機会付与	
第17条第1項	利用カード自動販売機の設置等の届出の受理	
第17条第2項	変更及び廃止届出の受理	
第27条第2項	報告の徴収及び立入調査等	

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

目 次

目 次

平成十五年五月三十日付け島根県報号外第八五号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
—	上	始めから五	島根県人事委員会規則第十七号	島根県人事委員会規則第十八号

